

郡山市公契約条例施行規則の改正について

◎改正理由

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日に地方自治法施行令別表第5に規定されている少額随契の基準額が引き上げられたため、当市でも令和7年9月に郡山市契約規則を改正する予定であることから、郡山市契約規則の改正に併せて、郡山市公契約条例施行規則の改正を行う必要があるため。

◎改正内容

現行	改正案
第7条 条例第8条第1項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。 (1) 予定価格が <u>130万円</u> を超える工事又は製造の請負契約 (2) 予定価格が <u>50万円</u> を超える次に掲げる業務の委託契約 ア～オ (略)	第7条 条例第8条第1項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。 (1) 予定価格が <u>200万円</u> を超える工事又は製造の請負契約 (2) 予定価格が <u>100万円</u> を超える次に掲げる業務の委託契約 ア～オ (略)

◎参考

郡山市契約規則の少額随契の基準額見直し（案）

契約の種類	地方公共団体（指定都市を除く市区町村）	
	現行	改正案
1 工事又は製造の請負	130万円	200万円
2 財産の買入れ	80万円	150万円
3 物件の借入れ	40万円	80万円
4 財産の売払い	30万円	50万円
5 物件の貸付け	30万円	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

◎施行予定日

令和7年9月1日